

令和5年度四日市市シティプロモーションに係るPR写真撮影等業務 プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務名

令和5年度四日市市シティプロモーションに係るPR写真撮影等業務

(2) 業務の目的

本市が誇る地場産品等のPR用写真は、市内在住者だけでなく、市外の方にも本市へ関心を持ってもらうためには重要である。そのため、イメージ写真等の撮影に関する専門技術を有する事業者へ業務委託し、視覚に訴える写真を使用することで、四日市との新たな関係人口の獲得や地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

本市では、シティプロモーションの一環として本市の様々な地場産品をPRするためのリーフレットを製作していく。この「令和5年度四日市市シティプロモーションに係るPR写真撮影等業務」(以下「本業務」という。)は、そのリーフレット製作の主な構成要素となる地場産品の商品の撮影する業務である。

食べ物はシズル感あふれるおいしそうな写真、その他の商品やサービスはそれらの魅力が最大限に際立つ写真を撮影し、本市の魅力を伝えることとする。

本市の地場産品やサービス等のPRリーフレットに使用する写真の撮影や、説明画像等の制作を行う。なお、地場産品・サービスの選定やカット等の指定は四日市市が行うものとする。

①商品・サービスの選定

100種類(四日市市が指定する)

②カット等

- ・イメージ写真(メイン)
- ・商品写真(全体がわかるもの)
- ・パッケージ写真(箱などに入った状態)

③サイズ等

②については、以下の3サイズを1セットとする

- ・600(横)×600(縦)ピクセル
- ・520(横)×323(縦)ピクセル
- ・400(横)×300(縦)ピクセル

※データ容量はいずれも5MB以下とする。

※背景は写真背景か単色背景を使用、帯や枠線をつけないもの。

※撮影した写真は、JPEG形式・カラーモードRGBで保存すること。

(4) 業務期間

契約の日から令和5年11月30日(木)まで

(5) 予算額

【提案上限額】3,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)

2. プロポーザル方式採用理由

当該業務をより効果的に遂行するため、事業者においては視覚に訴えるPR写真を撮影するためには高い撮影技術や専門知識が求められることから、価格のみによる競争では目的を十分に達成できない可能性があるため、公募型プロポーザル方式を採用する。

3. 実施方式

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格

次に掲げる事項全てに該当すること。

- (1) 撮影業務において本市の入札参加資格を有していること。
- (2) 実施要領の公表の日から受託候補者の特定の日まで、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準(平成21年6月1日施行)の規定による入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 広告等の写真撮影業務に携わった実績を有していること。

5. 募集内容

(1) 参加申込書類の提出

市ホームページ上での実施要領等の公表をもって事業者を募集し、参加意向申出書および添付書類の提出(郵送または持参による)をもって申し込みを受け付ける。また、本プロポーザルに参加を希望する者は、本実施要領、仕様書等を理解・遵守したうえで、以下の提出書類を期限までに提出すること。

(2) 提出書類

番号	提出書類名	様式番号	部数
1	参加申出書	1	1
2	会社概要	8	1

(3) 提出期限

令和5年6月2日（金）15時必着

(4) 提出先

四日市市広報マーケティング課

(5) 提出方法

提出資料は紙媒体とし、持参または郵送により提出すること。

持参の場合は、閉庁日を除く日の9時から17時までに提出するものとする。なお、最終日は、15時までとする。

また、郵送による場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法とし、提出期限までに必着のこと。なお、提出期限を過ぎて到着・持参したものについては受付しない。

(6) 参加資格要件確認結果通知について

令和5年6月7日（水）に参加者申込者全員に対して電子メールにより通知する。

6. 質問及び回答

(1) 質問方法

質問事項書（様式10）を電子メールにより送付し、受信確認の連絡を必ず行うこと。
なお、口頭または電話による質問については一切受付しない。

(2) 質問受付期限

令和5年6月9日（金）15時必着

(3) 提出先

四日市市広報マーケティング課 担当：清水、友松

電話番号：059-354-8244

メール：kouhou@city.yokkaichi.mie.jp

(4) 回答方法等

令和5年6月16日（金）までに随時、四日市市のホームページに掲示する。なお、個別には回答しない。また、質問事業者名は公表しない。質問受付締切後は、仕様書の内容やその他審査に影響を与える質問には一切回答しない。

7. 課題写真等書類の提出

(1) 提出書類

書類番号	提出書類名	様式	提出部数	提出媒体
1	課題写真	別紙参照	別紙参照	紙媒体及び DVD-R に保存した電子データ
2	提案書	様式3	2	紙媒体
3	業務の取組方針	様式5	2	紙媒体
4	業務工程表	様式7	2	紙媒体
5	会社概要	様式8	2	紙媒体
6	参考見積書	様式9	2	紙媒体
7	業務実績書	任意	2	紙媒体

(2) 提出書類の詳細

①課題写真

別紙を参照して撮影・作成すること。

②提案書

記名・押印の上、提出すること。

③業務の取組方針

本業務を行うに当たっての組織・運営体制を記載すること。

④業務工程表

本業務を行う工程を記載すること。

⑤参考見積書

- ・見積総額を記載し、明細として仕様書に記載するカット等（①イメージ写真の撮影（メイン）、②商地場産品写真の撮影（全体がわかるもの）、③パッケージ写真（箱等に入った状態）の撮影ごとの金額が分かるよう記載すること。
- ・積算根拠が分かる書類を添付すること。
- ・見積額が「1 業務の概要」の「(5) 予算額」に記載する金額を超えないよう注意すること。
- ・見積総額及びカット等ごとの額は、消費税及び地方消費税を含まない額で記載すること。
- ・必要事項を記載し、契約権限のある者が記名・押印の上、必ず封書（すべての継ぎ目を見積書に使用した印で封印すること）で提出すること。封筒の表には、件名及び宛名（四日市市長あて）とともに、商号又は名称、所在地を記載すること。

⑥業務実績書

本業務と類似業務の受注実績がある場合は記載すること。

(契約書等の複写の添付でも可)

(3) 提出期限

令和5年6月21日(水)15時必着

なお、参加申し込み後に辞退する場合は辞退届(様式11)を速やかに提出すること。

ただし、課題写真等提出期限までに課題写真等の提出がなかった参加申込者については、辞退したものとみなす。

(4) 提出先

四日市市広報マーケティング課

(5) 提出方法

持参又は郵送で提出すること。

持参による場合は、閉庁日を除く日の9時から17時までに提出するものとする。

ただし、最終日は15時までとする。

郵送による場合は、簡易書留郵便など、配達完了の確認ができる方法とし、提出期限までに必着のこと。

(6) 提出書類作成の留意事項

①資料提出後の追加、訂正は一切認めない。また、提出された資料は返却しない。

②資料作成にかかる費用及び課題写真に使用する地場産品代は参加申込者が負担するものとする。

8. 審査概要

(1) 審査委員会および委員構成

四日市市シティプロモーションに係るPR写真撮影等業務プロポーザル審査委員会設置要綱のとおりとする。

(2) 審査方法

各事業者から提出された取り組み方針書及び課題写真(4点)を踏まえて審査員が採点を行う。各審査員の審査に基づく採点の合計点により、提案者の中から1位の者を決定する。※詳細は、別紙「審査要領」を参照。

9. 審査結果

優先候補者決定後、各応募者へプロポーザル審査結果通知書(様式4)を電子メールにて通知する。

- ・通知相手先の順位及び総合点数、各審査項目の点数
- ・優先候補者の名称及び総合点数

10. 日程（予定）

令和5年5月22日（月）	募集要項等の公表
6月2日（金）	参加意向申出書の提出期限
6月7日（水）	参加資格審査結果の通知
6月9日（金）	質問受付期限
6月16日（金）	質問回答
6月21日（水）	書類・課題写真の提出期限
6月22日（木）	書類・課題写真審査
6月26日（月）	書類・課題写真審査結果の通知、優先候補者の名称及び総合点数の公表
7月上旬	契約手続き

11. 提出書類の取り扱い

- ・提出書類の著作権は、応募者に帰属する。
- ・提出書類は応募者に返却しない。

12. 情報公開および提供

市ホームページに公募情報および審査結果等を掲載する。また、提出された文書等については、四日市市情報公開条例第6条に示された方法で情報開示請求があった場合において、同条例第7条から第15条に基づいて開示を行う。

13. その他

- (1) 提出書類が以下のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ①記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
 - ②虚偽の記載をしたもの。
- (2) プロポーザルにおいて、その公正な執行を妨げた者、虚偽の提案等を行った者又は不正な利益を得ようとした者は失格とする。
- (3) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案事業者が負うものとする。
- (4) 提案書の作成・提出、プロポーザルへの参加等の一切の経費は、提案事業者の負担とする。

14. 書類の提出及び問い合わせ先

【所在地】 〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号

【担当部署】 四日市市広報マーケティング課

【担当者】 清水、友松

【電話番号】 059-354-8244

【FAX】 059-354-3974

【電子メール】 kouhou@city.yokkaichi.mie.jp